

令和 7 年 第 1 回 定 例 会

令和 7 年 2 月 5 日（水）

山 辺 ・ 県 北 西 部 広 域 環 境 衛 生 組 合 議 会

令和 7 年 2 月 5 日（水曜日）午後 2 時 2 5 分 開会

○議事日程

1 報 告

（1）令和 6 年 8 月から令和 7 年 1 月までの例月出納検査の結果について

2 日 程

日程第 1 発議案第 1 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第 2 議 案第 1 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

議 案第 2 号 山辺・県北西部広域環境衛生組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議 案第 3 号 令和 7 年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 まで

○出席議員（12 名）

1 番	萬 津 力 則 (大和高田市議会)	2 番	弓 場 義 文 (大和高田市議会)
3 番	大 橋 基 之 (天 理 市 議 会)	4 番	榎 堀 秀 樹 (天 理 市 議 会)
5 番	大 谷 敏 治 (山 添 村 議 会)	6 番	辰 己 圭 一 (三 郷 町 議 会)
7 番	森 田 裕 康 (安 堵 町 議 会)	8 番	阪 本 学 (川 西 町 議 会)
9 番	瀬 角 清 司 (三 宅 町 議 会)	10 番	服 部 公 英 (上 牧 町 議 会)
11 番	青 木 義 勝 (広 陵 町 議 会)	12 番	大 西 孝 幸 (河 合 町 議 会)

欠席議員（０名）

○出席理事者

管 理 者	並 河 健 (天 理 市 長)	副管理者	堀 内 大 造 (大和高田市市長)
副管理者	小 澤 晃 広 (川 西 町 長)	理 事	野 村 栄 作 (山 添 村 長)
理 事	木 谷 慎一郎 (三 郷 町 長)	理 事	西 本 安 博 (安 堵 町 長)
理 事	森 田 浩 司 (三 宅 町 長)	理 事	今 中 富 夫 (上 牧 町 長)
理 事	山 村 吉 由 (広 陵 町 長)	理 事	森 川 喜 之 (河 合 町 長)
事 務 局	川 口 昌 克 (事 務 局 長)	事 務 局	前 田 典 昭 (事 務 局 次 長)
事 務 局	林 田 尚 士 (施設建設課長)	事 務 局	山 下 知 一 (総 務 課 長)

欠席理事者（０名）

○議会事務局職員

事務局長	枡 原 茂 幸	書 記	寺垣内 正 典
書 記	拝 原 公 亮		

開会 午後 ２時２５分

○大橋議長 ただいまから、令和７年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

管理者より、定例会招集についてのご挨拶がございます。管理者。

○並河管理者 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和７年第１回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り

まして、厚く御礼を申し上げます。

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の両施設につきましては、このほど完成の運びとなり、1月28日より試運転を開始し、既に各市町村から、ごみを搬入していただいているところでございます。これら両施設の完成につきましては、ひとえに組合議会初め、10市町村議会の皆様のご協力と地元住民のご理解のたまものと厚く御礼を申し上げます。今後は4カ月の試運転期間を経まして、4月24日に予定をしております竣工式を経て、本格的な運営に入ってまいります。皆様の一層のご鞭撻、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、本議会には、発議案及び条例案並びに令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算という重要な議案を提出しております。何とぞ慎重ご審議の上、承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。簡単でございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大橋議長 ただいまの出席議員は12名で、議会は成立いたしました。

会期の件について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会会議規則第71条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。5番、大谷敏治議員、6番、辰己圭一議員、以上2名の方をお願いいたします。

令和6年8月から令和7年1月までの例月出納検査の結果について、監査委員より監査報告があり、それぞれ印刷物を配付しておりますので、ご清覧願います。

日程第1 発議案 第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報 の保護に関する条例の一部改正について

○大橋議長 これより日程に入ります。日程第1 発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただいま上程になりました発議案については、提案者、榎堀秀樹議員に説明を求めます。4番、榎堀秀樹議員。

○榎堀委員 ただいま上程になりました、発議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきまして、提案者

を代表して趣旨説明をいたします。

本発議案は、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」が、令和7年6月1日から施行され、現在の「懲役」及び「禁錮」の刑が廃止され、これに加えて、新たに「拘禁刑」が創設されることに伴い、本組合議会においても、当該条例に規定のある「懲役」・「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改める必要が生じたため、所要の改正をしようとするものであります。議員各位におかれましては、よろしくご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。本発議案に対し、ご意見等ございませんか。

別にご意見がなければ、本発議案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本発議案を原案どおり可決確定することに決しました。

日程第2 議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について

議案第2号 山辺・県北西部広域環境衛生組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第3号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算

○大橋議長 日程第2 議案第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正から、議案第3号 令和7年度山辺・県北西部広域環境衛生組合一般会計予算についてまでの3議案を一括議題といたします。

ただいま上程になりました3議案については、朗読を省略して直ちに提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者 ただいま一括上程されました3議案について、順次、ご説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございますが、これは先ほどの発議案と同様、新たに拘禁刑が創設されることに伴いまして、組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正について、「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要が生じたことから、

所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第２号の組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、組合監査委員の報酬額の変更に関するものでございます。組合発足当初から、識見監査委員は年間１０，０００円、議会選出監査委員は年間５，０００円の報酬額となっておりましたが、来年度から新施設の運営が開始されるタイミングに合わせまして、識見監査委員については１０万円、議会選出監査委員については５万円に報酬金額の変更をさせていただきたいという内容でございます。

議案第１号及び議案第２号に関する説明は以上でございます。

続いて、議案第３号 令和７年度一般会計予算について、ご説明をいたします。お配りをしている「一般会計予算書」と「一般会計予算に関する説明書」により、ご説明をいたします。

それでは、「令和７年度一般会計予算書」をご覧ください。表紙を１枚めくっていただきまして、議案第３号であります。

第１条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ２４億５，５８８万４，０００円であります。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第２条、債務負担行為、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第２表 債務負担行為」によるものでございます。

第３条 一時借入金、地方自治法第２３５条の３、第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、５億円と定めるものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、もう一方の資料であります、「一般会計予算に関する説明書」の１０ページをご覧ください。

１款 議会費、５６万５，０００円でございます。これは、１１ページの上段の表にありますとおり、議員報酬のほか旅費、需用費及び委託料、人件費等負担金であります。

次に、１０ページの下段の表であります。２款 総務費、２億２，５７６万９，０００円でございます。

主な内容としては、１１ページ下段の表にあります１０節の需用費、３８８万１，０００円あります。訴訟に係る印紙代として、３０５万８，５００円を計上しています。

続いて、１３ページであります。上段、１２節の委託料の顧問弁護士委託料がありますが、一般の顧問弁護士委託料５５万円に加えまして、違約金訴訟に係る

弁護士委託料と合わせ、５２６万５，０００円を計上しています。同じく委託料として、環境影響評価事後調査業務委託料として、２，７４０万円を計上しています。こちらは２か年にわたる事業となり、１年目の経費を計上しています。

次に、１８節、負担金補助及び交付金７，６８５万２，０００円でございます。このうち人件費等負担金が、７，５５６万円であります。現状の事務局職員９名分を計上しています。

続いて、１３ページ下にあります、３目 財政管理費の１８節の負担金補助及び交付金が、１億８３９万６，０００円でございます。これは、周辺地区環境整備基金を活用した事業費でございます。

続いて、１４ページをご覧ください。

３款 事業費、１項 清掃費が２２億２，１５５万円でございます。そのうち、１目 焼却費が１７億４，５３４万７，０００円でございます。

主な内容としては、１５ページ上段にあります、１２節の委託料として、施設運営委託料が７億１４万３，０００円、啓発事業に係る委託費が４，４８３万３，０００円、大阪湾フェニックスセンター焼却灰処分委託料が１億７，９７３万円、焼却灰運搬車両運転業務委託料が４，３０７万６，０００円でございます。

次に、１３節の使用料及び賃借料は、事業用地の転貸借料として、２，５００万８，０００円を計上しています。

次に、１４節の工事請負費が４億９，５３９万６，０００円でございます。

１７節の備品購入費は、令和５年度に入札を実施いたしました焼却灰運搬車両が、令和７年４月に納車となることから、その購入代金として、５，１００万９，０００円を計上しています。

次に、２２節 償還金利子及び割引料ですが、３００万円は歳入に繰越金としている過年度執行残返還金でございます。また、焼却後に排出される炉鉄の有価物歳入返還金として、１００万円、売電収入返還金として、１億９，８００万円を計上しています。

次に、１４ページ下段、２目 粗大・リサイクル費であります、４億７，６２０万３，０００円でございます。

主な内容として、１５ページの下段にございます、１２節の委託料におきまして、プラスチック類やビン、小型家電の処分委託料をそれぞれ計上しています。隣接建物事後調査業務委託料が７７８万８，０００円を計上しています。

次に、１７ページであります。同じく委託料で、施設運営委託料が２億９４０万７，０００円でございます。

１３節の使用料及び賃借料は、事業用地の転貸借料として、天理市負担分を差

し引いた1,058万2,000円を計上しています。

次に、14節の工事請負費が2億1,421万4,000円でございます。

22節の償還金利子及び割引料5,000円は、歳入、繰越金としております過年度執行残返還金でございます。また、有価物収入返還金として、2,000万円を計上しています。

最後に、4款 予備費、800万円でございます。

続いて、歳入をご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1款 分担金及び負担金の合計が21億2,445万1,000円でございます。

内訳として、5ページにございます1節と2節が、経常的な予算に係る関係市町村負担金であります。各市町村のごみ量によりご負担いただきます可燃ごみに関する事務負担金、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務負担金でございます。

続いて、同じく各市町村のごみ量によりご負担いただきます施設建設に係る負担金で、5節 エネルギー回収型廃棄物処理施設建設費負担金。

7ページに移っていただきまして、上段の6節、マテリアルリサイクル推進施設建設費負担金でございます。各市町村の負担金額については、それぞれ記載のとおりであります。

続いて、6ページの中段をご覧ください。

2款 国庫支出金73万円、これは、循環型社会形成推進交付金であります。

3款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 基金運用収入は30万円、これは財政調整基金運用収入等であります。

続いて、8ページをご覧ください。

4款 繰入金、1億839万6,000円でございます。これは周辺地区環境整備基金から一般会計に繰り入れるものであります。

次に、5款 繰越金、300万5,000円、これは過年度執行残返還金に充てるものであります。

次に、6款 諸収入、2億1,900万2,000円でございます。1項 預金利子が1,000円、2項 雑入が2億1,900万1,000円であります。雑入の内訳としては、コピー使用料が1,000円、売電売払い収入が1億9,800万円、有価物売払い収入が2,100万円でございます。

それでは、最初の資料の「令和7年度一般会計予算書」の4ページをご覧ください。

「第2表 債務負担行為」について、ご説明をいたします。事項、環境影響評価事後調査業務委託、期間が令和7年度から令和8年度、限度額が7,810万

円となっています。こちらは以前行いました環境影響評価での予測と評価を検証するため、建設事業が終了し、運営開始後の常態時に行う必要がある調査となっております。

議案の説明については、以上でございます。何とぞ慎重なご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○大橋議長 ただいま提案者より説明があったとおりであります。本議案に対し質疑等ございませんか。別に質疑がなければ、本議案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、本議案は原案どおり可決確定いたしました。お諮りいたします。

以上で提出議案を議了いたしましたので、本定例会は、これをもって閉じることとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認めます。よって、これをもって本定例会を閉会いたします。

令和7年第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始、熱心に重要議案をご審議賜るとともに、議会運営にご協力を賜り、厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

管理者よりご挨拶がございます。管理者。

○管理者 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年第1回山辺・県北西部広域環境衛生組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、終始、熱心なご審議をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

提出いたしました一般会計予算は、原案どおりご議決賜りました。予算の執行に当たり、議員各位より賜りましたご意見、ご要望を十分尊重いたしまして、努力をまいります。

冒頭のご挨拶でも申し上げましたとおり、いよいよ令和7年は新施設の本格稼働となってまいります。これまで私ども事務組合は、建設に向けた事業ということで進めてまいりましたが、いよいよ新たなスタートを切りまして、10市町村民の皆さんの暮らしに欠かせない施設として、安全な運行に取り組んでまいります。

引き続き、ご鞭撻、お力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 2 月 5 日

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会

議 長 大橋 基之

署名議員 大谷 敏治

署名議員 辰巳 圭一